

第13次鳥獣保護管理事業計画の策定及び 特定鳥獣保護管理計画の改定について

1 要旨・目的

現行計画の第12次鳥獣保護管理事業計画の計画期間が今年度末に満了するため、第13次鳥獣保護管理事業計画（以下「第13次鳥獣計画」という。）を策定する。

また、下位計画である第1種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画及び第2種特定鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、カワウ）管理計画（以下「特定鳥獣保護管理計画」という。）も計画期間が満了するため改定する。

なお、第13次鳥獣計画等は、ひろしまビジョンの環境施策の推進のために策定した広島県環境基本計画の下、生物多様性保全分野の施策実施に係る個別計画である。（「5 その他」を参照）

2 現状・背景

(1) 第13次鳥獣計画〔法定計画〕

鳥獣保護区の指定や狩猟に伴う危険防止、鳥獣の捕獲許可などの考え方や基準、手続きなどを定め、市町等関係機関と連携しながら鳥獣の保護管理及び狩猟における安全確保を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第4条に基づき、策定する。

(2) 特定鳥獣保護管理計画〔任意計画〕

生息数（生息地）が著しく減少（縮小）している鳥獣の保護、又は生息数（生息地）が著しく増加（拡大）している鳥獣の管理を行い、野生鳥獣と人との軋轢を解消するために、法第7条又は法第7条の2に基づき、鳥獣ごとに特定鳥獣保護管理計画を作成し、鳥獣の保護や被害防除対策などの管理を行う。

現行計画では、ツキノワグマを第1種特定鳥獣保護計画、イノシシ、ニホンジカ及びカワウを第2種特定鳥獣管理計画として作成している。

3 概要

(1) 計画期間

ア 第13次鳥獣計画：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5ヶ年）

イ 特定鳥獣保護管理計画：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5ヶ年）

(2) 策定に当たっての考え方

ア 第13次鳥獣計画

環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を実施するための基本的な指針」に即して策定し、鳥獣保護区の指定や特定猟具禁止、鳥獣捕獲許可など規制や基準等について、市町等関係機関の意見を聴きながら策定していく。

イ 特定鳥獣保護管理計画

各特定鳥獣の生息状況調査（R2に実施）を基に、専門家や市町等関係機関の意見を聴きながら、個体群管理や生息環境管理、被害防除対策などに関する事項を取りまとめる。

(3) 取組の方向

—

(4) 根拠法令

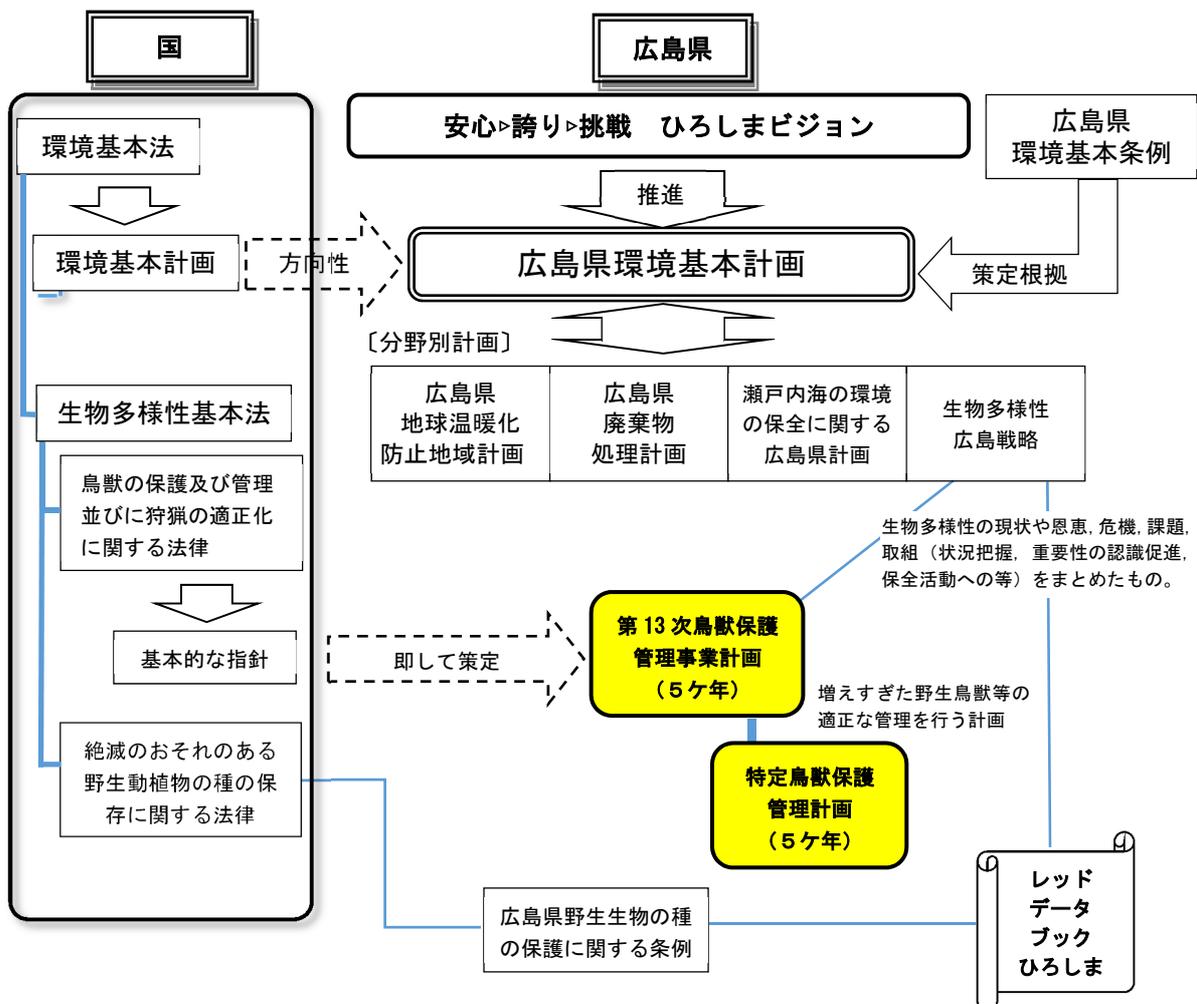
- ・ 第13次鳥獣計画：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条
- ・ 特定鳥獣保護管理計画：同法第7条及び第7条の2

4 スケジュール

| 年月 | 第13次鳥獣計画 | 特定鳥獣保護管理計画 |
|----------------|---------------------------------|--|
| 令和3年9月 | ・ 国の基本指針公表（予定） | — |
| 令和3年9月 ～12月 | ・ 国関係機関，県関係課，市町調整 ・ 原案作成 | ・ 専門家の意見聴取 ・ 県関係課，市町，関係団体調整 ・ 原案作成 |
| 令和4年1月 | ・ 環境審議会に諮問 | ・ 関係市町等との協議（法定） ・ 利害関係人への意見聴取（法定） |
| | ・ 関係機関への意見聴取 ・ パブリックコメント | |
| 令和4年3月 | ・ 環境審議会へ諮問し，計画策定 ・ 告示，大臣への報告 | |

5 その他（関連情報等）

(1) 第13次鳥獣計画及び特定鳥獣保護管理計画の位置づけ



(2) レッドデータブックひろしまの更新について

レッドデータブックひろしま2020（第4版）を今年度中に更新し，専門家と連携しながら，生物多様性に関する普及啓発活動や各種事業における環境調査の基礎資料として活用する。※初版（1995），第2版（2003），第3版（2011）